医療従事者の負担軽減に関する取組事項（令和 8 年度）

当院では、医師および看護職員の負担軽減を図るため、以下の取組を実施しています。

1. 勤務医の負担軽減について

- 医師と看護師が連携し、発熱時の検査について、プロトコールに基づく標準化された運用を開始する。
- 医師事務作業補助者による文書作成補助および電子カルテ入力支援を推進する。

2. 看護職員の負担軽減について

- ICT・AI 等の活用による業務の効率化を推進する。
- オンデマンド研修や e ラーニング等を活用し、研修機会の確保と学習環境の充実を図る。
- 薬剤科、栄養科、リハビリテーション科、臨床工学科等との業務分担を推進する。
- 看護補助者ラダーを導入し、看護補助者の能力向上と役割の明確化を図る。
- 職員の多様なニーズに対応した勤務形態の導入を推進する。

2026 年 10 月

医療従事者負担軽減委員会